

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL https://www.kanaben.or.jp/

「死刑執行の停止及び死刑制度の廃止に向けた取り組みを求める決議」を可決

臨時総会開催

3月2日、県民ホール(小ホール)において、臨時総会が開催された。
開会に先立ち、日弁連副会長を務めた延命政之会員からこれまでの活動報告があり、続いて、剣持京助前会長の開会宣言及び挨拶がなされた。

剣持前会長挨拶

この1年間は、会務の合理化、総会の開催方法やあり方、今後の会館維持についての方策等、将来につながる議論を始める年と位置付けていたが、コロナ対策に追われ

て十分な取り組みを行う余裕がなかった。
今後の課題は、会の求心力をどう維持するかだと考えている。最近ではZoom等のオンライン会議が定着しつつあるが、特に若い会員に対しては、今日のように皆で集まって行うリアルな議論の良さを感ずり取ってほしい。

今年度、社会保険への加入の要否が問題となつた理事者報酬については、副会長は加入不要、会長は必要という結論となつた。自身は、厚生年金に加入した上で受領する予定である。

今年度、社会保険への加入の要否が問題となつた理事者報酬については、副会長は加入不要、会長は必要という結論となつた。自身は、厚生年金に加入した上で受領する予定である。

今年度、社会保険への加入の要否が問題となつた理事者報酬については、副会長は加入不要、会長は必要という結論となつた。自身は、厚生年金に加入した上で受領する予定である。

今年度、社会保険への加入の要否が問題となつた理事者報酬については、副会長は加入不要、会長は必要という結論となつた。自身は、厚生年金に加入した上で受領する予定である。

今年度、社会保険への加入の要否が問題となつた理事者報酬については、副会長は加入不要、会長は必要という結論となつた。自身は、厚生年金に加入した上で受領する予定である。

今年度、社会保険への加入の要否が問題となつた理事者報酬については、副会長は加入不要、会長は必要という結論となつた。自身は、厚生年金に加入した上で受領する予定である。

今年度、社会保険への加入の要否が問題となつた理事者報酬については、副会長は加入不要、会長は必要という結論となつた。自身は、厚生年金に加入した上で受領する予定である。

今年度、社会保険への加入の要否が問題となつた理事者報酬については、副会長は加入不要、会長は必要という結論となつた。自身は、厚生年金に加入した上で受領する予定である。

今年度、社会保険への加入の要否が問題となつた理事者報酬については、副会長は加入不要、会長は必要という結論となつた。自身は、厚生年金に加入した上で受領する予定である。

今年度、社会保険への加入の要否が問題となつた理事者報酬については、副会長は加入不要、会長は必要という結論となつた。自身は、厚生年金に加入した上で受領する予定である。

今年度、社会保険への加入の要否が問題となつた理事者報酬については、副会長は加入不要、会長は必要という結論となつた。自身は、厚生年金に加入した上で受領する予定である。

コロナ禍のため1回のみ開催された臨時総会の様子

通常総会開催のお知らせ

日時 2021年6月15日(火) 12時30分
場所 神奈川県民ホール(小ホール) (予定)



神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

士会災害復興の支援等に関する会規(会規第43号)一部改正の件)

*第4号議案(災害対策基金に関する会規制定の件)

第2号、第4号議案はまとめて審議され全会一致で可決承認された。

*第5号議案(神奈川県弁護士会則一部改正の件)

5月に開催することが定められている通常総会を6月にも開催できるよう会則を改正するもの。全会一致で可決承認された。

*第6号議案(2020年度(一般会計・法律相談センター特別会計)補正予算の件)

*第7号議案(2021年度(一般会計・特別会計)4月から6月分暫定予算の件)

第6号、第7号議案はまとめて審議され賛成多数で可決承認された。

*第8号議案(神奈川県弁護士会照会手続会規(会規第20号)一部改正の件)

23条照会の申し出をオンラインで行うことができよう会規を改正するもの。全会一致で可決承認された。

*第9号議案(神奈川県弁護士会弁護士業務市民窓口の設置等に関する会規(会規第34号)一部改正の件)

市民窓口担当員の定員を増やすよう会規を改正するもの。全会一致で可決承認された。

*第10号議案(死刑執行の停止及び死刑制度の廃止に向けた取り組みを求める決議の件)

山ゆり

司法研修所の民事弁護教官に任官してまもなく、修習生に出す問題の参考答案を書く機会があった。20年間の実務経験を注ぎ込んだ力作を仕上げて自信満々に教官グループに提出したところ、何人かの先輩教官からダメ出しを頂いた。起案を添削されるのも駆け出しの頃以来なら、正面からダメを出されたのもはじめてという有様で相当凹んだが、おかげで裁判実務の基礎を改めて一から謙虚に学ぶことが出来た▼私の民事弁護教官であった大橋正春先生(当時最高裁判事)に任官の挨拶に伺った際も「司法研修所は修習生が勉強するところではなく、教官が勉強するところだよ」と言われていたので覚悟はしていたが、想像していた以上に勉強しなければならぬことが多く、かなり鍛えられたと思う▼そんな環境を離れ少し緩んできた最近、弁護士として再び初心に立ち返るような気持ちにさせる本と出会った。山浦善樹元最高裁判事による「お気の毒な弁護士」(弘文堂)がそれだ。マチ弁にこだわり続ける著者が修習生や若手弁護士のために著したものが、弁護士であればどの世代でも響く内容だと思ふ。私も心に火を点けられて燃えるような気持ちで一気

に読んで。(岩田 武司)

が参加しているに過ぎない場でのような決議をしてよいのか、全会員に対してアンケートを実施する等してコンセンサスを得ることが必要なのではないかといった質問がなされた。

執行部からは、会員全体の関心がさほど高くないと思われることから、関心のある人に総会に来てもらい、議論をした上で方向性を考えていくほかならないと思われとの説明がなされた。

これに対しては、まずは会員に関心をもつてもらうように働きかけをするべきではないか、なぜ少数の会員でこのような決議をしなければならぬのか、大変苦痛であるとの意見が出された。

他方、賛成の立場から、冤罪で死刑が執行されれば取り返しがつかないところ、このような決議をなしうるのは弁護士会のみであるとの意見が出された。

また、死刑は国家権力が命を奪う制度であり、命をもって罪を償うというのは前近代的であるとの意見、諸外国では死刑が執行された後に無実であったことが判明したという事件が多数報告されており、誤判による死刑執行は致命的な結果をもたらすとの意見、死刑執行による一般予防効果は冤罪による不利益を上回るものではないとの意見が出された。

さらに、遺族感情は無視できないが冤罪のリスクを正当化する理由にはならない、国民の死刑存続に対する支持の割合は5割に満たず、支持するとの意見を持つ人も誤判があった場合のことまで考えているとは思えないとの意見が出された。

また、これまで委員会が死刑制度を考えるための映画上映をしたり、人權シンポで問題提起をしたり、会員集会や会内の勉強会を行うなど、死刑制度の廃止に向けた活動を重ね、議論を尽くしてきたとの意見、十分な資料や説明がないままアンケートを行っても深い議論には結びつかないとの意見、死刑問題は人権侵害の最たるものであるとの意見、先進国では現在3か国しか死刑を存置しておらず、死刑制度の廃止は世界的な要請であるとの意見等が出された。

このように、長時間にわたって白熱した議論が交わされ、決議案に対する字句修正がなされた後、賛成多数で可決承認された。

(会員 須山 園子)

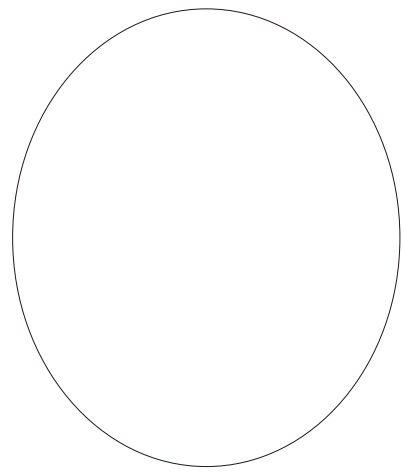
(会員 須山 園子)

(会員 須山 園子)

(会員 須山 園子)

(会員 須山 園子)

(会員 須山 園子)



議長 高岡 俊之

議長として、改めて、会則を瞥見した。常議員会は、「第四章 機関」のうち「第一節役員」「第二節総会」「第三節常議員会」に位置づく。「常議員会」第七二条に常議員会の決議事項がごまごま網羅されている。お読みいただければおわかりと思うが、例えば、「入会申込があったとき」、「会長が弁護士法第十三条第一項の事実(資格などの虚偽申告)を発見しこれを資格審査

常議員会考

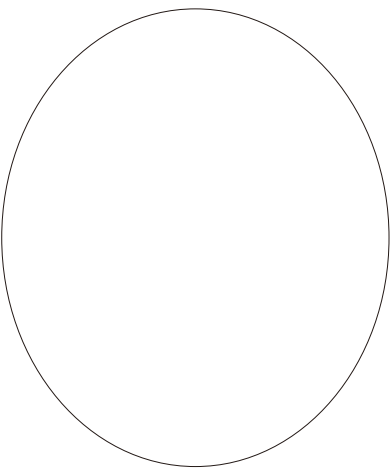
委員会に附そうとするとき」、「建議又は答申に関する事項」、「紛議の調停に関する事項」など、確かに重要事項だが、相互には関連性のないと思われる事項のオンパレードである。しかも、常議員会は、会員の代表者からなる意思決定機関であり、一月に一回だけでなく、必要に応じて随時開催ができる(第六十八条)。

要性というか厳かさが、「総会」の方に寄っている。独断であるので、ご容赦願いたい。で、常議員会の議長はどういう人か。ここからが本題である。以上の位置づけから、明らかなように思われる。前述の常議員会の機関としての位置づけを十分に理解し

デユースする人である。なお、私のいろいろをご存じの会員は、意外と思われるかもしれないが、私は、人前で筋道立てて、話をしたり、説得したりすることが実は苦手である。数々の「舞台」はどう説明するのか、と詰問されるかもしれない。あれは別である。なぜか全く緊張しない。おそらく、理論的な理解や説明が不要で、全く違う能力を使用するからではないかと思う。ホントに不思議でならない。話を元に戻し、一年間、尽力し、誇りある会議を形成したいと考える。

常議員会 正・副議長あいさつ

安心して活発な議論を



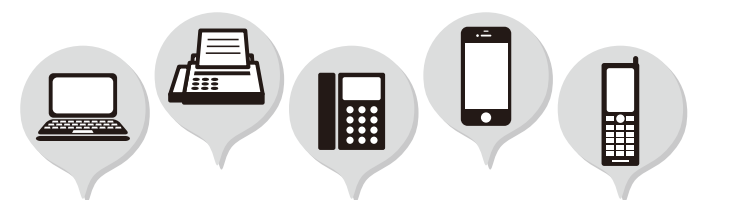
副議長 飯田 学史

今年度の副議長に選任されました飯田学史です。修習期は新61期でロースクールの1期生です。とうとうロースクール世代が常議員会の副議長に就く時代になったのかと驚かれる方も多かろうと思いますが、さらに驚くことをいうと本年4月1日時点の当会の会員数は約1740人、そのうち60期以降の会員が約1000人です。当会会員の半数以上が60期以降の会員で構成されてい

るのでそうです。当の本人(私)ですが、突然の重責に一番驚いています。しかも、いままで常議員の経験もありません。コロナ禍だからこそ積極的に少し前向きに新しい会務でもやってみようかと軽い気持ちで立候補したものの、あれよあれよという間に急展開。軽い気持ちで早々に仕舞い込み、飯島副会長に作っていただいた副議長マニユアル(これは本当に素晴らしいです)。

と会則を熟読して、高岡俊之議長を補佐し、議事が円滑かつ公正に行われるようしっかりと副議長の職責を果たしていきます。さて、今年度も引き続きコロナ禍でのスタートとなつてしまいました。各委員会においてもZoomミーティングなど直接面会しない形での会議がスタンダードになってきています。常議員会の場合もいきなりZoomミーティングとはいかないでしょうが、会則の範囲内ですべての議論ができるように工夫をしていかなければなりません。

まずは昨年に続いて支部TV中継を用いることが第1回常議員会で決まりました。会場に来て下さる常議員の皆様には各常議員の座席の間隔を確保したり、マイクを都度消毒したり、事務局の協力を得ながら感染症対策にも万全を期して安心して活発な議論ができるよう務めてまいります。また、会員の皆様には例年にならって「常議員会予定議案のお知らせ」を事前に会員Mで流しますし、常議員会が終わった後には議事の内容を「常議員会速報」としてお伝えしてまいります。



情報セキュリティを考える

はじめましょう

その28 電子決済

昨今、感染症対策の一環として、電子決済が推奨されています。電子決済とは、電子的なデータの送受信によって決済を処理する方法であり、クレジットカードやデビットカードによる決済、Suicaなどの電子マネー、モバイル決済/QRコード決済、Pay-easyのような銀行決済など種々様々なものがあります。現金を持ち歩かなくてもよいことやポイント還元などのメリットから普及率が伸びています。利用するにあたっては常に危機意識を持ち、セキュリティ対策を講じることが必要です。

また、スマートフォンの利用した決済の場合、当然ながら、スマートフォンそのもののセキュリティ対策を講じる必要があります。生体認証や二段階認証を設定し遠隔操作でデバイスをロックできる準備をしておくこと、OSや決済用のアプリを常に最新のものにアップデートしておくことが重要です。

さらに、偽装されたQRコードを読み取り、第三者に支払ってしまった、フィッシングサイトなどの不正なサイトへ誘導されるということもあるようです。ですから、①紙に印刷されたQRコードは改ざんしやすいので利用しない、②QRコードでリンクを開く場合、必ずリンクアドレスをチェックすることも重要です。電子決済は広く利用されていますが、今一度、システムごとにセキュリティ対策を見直すことをお勧めします。(会員 永野 真理子)



新人弁護士奮闘記

ついに、このときがやってきた。72期の新人弁護士奮闘記である。

2年目を迎えて心新たに

かもしれない。相手方代理人)や検察官はもうろんのこと、裁判官、保険会社、債権者、(まだ経験はないが)時には依頼者と衝突することもある。

日々奮闘

72期 会員 兼島 俊

きないので、去年私が担当した中で特に印象に残った事件を紹介しようと思う。

事実の概要としては、否認の覚醒剤事犯であ

た。そこで、私も違法収集証拠として尿の鑑定書の証拠能力を争う主張をしたが、結果は、医師による医療行為の必要があったとして採尿行為は適法。

と、去年1年間の出来事を思い返してみよう。奮闘記?うーん、日々の自分の姿(照れ)などごまかした投稿で終わらせることも

そう考えると日々の業務が既に奮闘記なわけだが、「奮闘記?うーん、日々の自分の姿(照れ)などごまかした投稿で終わらせることも

り、被告人は、自身の同意なく(本人の記憶では明確に拒否した)医師により強制的に採尿されたとして、徹底的に争いたいとの意向を持ってい

鑑定書の証拠能力も認められ有罪判決となっていました。被告人は言いたいことは全て言えたと控訴しなかったが、私は結果を出せなかったことが非常に悔しかった。

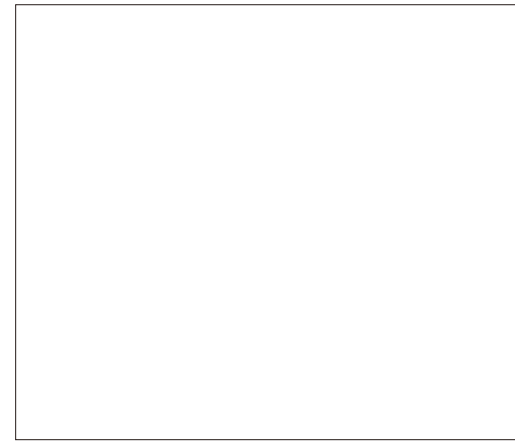
弁護士の業務には重大な責任が伴う。そうであるからこそ、1年目から常に闘う必要がある、それはずっと変わらないのだと思う。始まったばかりの弁護士人生、今後も奮闘していきたい(適度に休みつつ)。

How About ADR? 5

毎年開催、会員向け研修会

これまで4回にわたり、紛争解決センターが取り扱うADR手続の特徴等について説明させていただいた。紛争類型にとらわれることなく、話し合いでの解決を目指すための一手段としてADR手続が存在することをご理解いただけたと思う。

また、現在では、専門的な事件や訴訟にない紛争解決の更なる一助になるべく、様々な機



Zoomウェビナーでの研修会の様子

- 山翔一弁護士(第二東京)
- 関でADR手続が設置されている。当センターでは、会員の先生方に、様々な機関に設置されているADR手続の特徴やアピールポイントを知らせていただくべく、毎年、会員向け研修会を行っており、多くの会員、特に新規登録会員の方からご好評をいただいている。
- 今年も、3月5日に、境界問題相談センターかながわの西田貴磨氏、公益財団法人全
- 国中小企業振興機関
- 協会の山崎久氏、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の杉

山翔一弁護士(第二東京)を講師にお招きして、会員向け研修会を開催した。新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、Zoomウェビナーを利用した。多くの会員の皆様に参加していただいた。各講師の方からは、具体的事例をもとに、各機関におけるADR手続の特徴やメリット、ADR手続を利用したからこそ解決に至ったといえるであろう事例の紹介などがなされた。

会員の皆様には、この研修会をきっかけに、紛争解決の一手段としてADR手続を選択肢に入れていただくにとどまらず、どの機関が設置しているADR手続を取ることが紛争類型に鑑み好ましいかを検討していただきたい。

昨年4月に緊急事態宣言が発令され、様々な影響が出たが、今回は仕事での良かった影響に絞って書いてみたい。

◆時間の使い方が変化
緊急事態宣言の発令と同時に、打合せをweb方式に統一した。

◆出勤が最小限に
昨年はオンラインピックの開催が予定されていたため、もともとその期間中はテレワークにする予定であった。

◆これから
今までの同じ働き方が通用しない時代になったからこそ、自分の特技を生かして新サービスにもトライしている。その話はまだ機会があれば、志ある経営者の参謀として、新しい弁護士の形を提案できたらと思う。

Lawyer's コラム

コロナ禍で変わった働き方

夕方からやっとエンジンがかかり、深夜0時ごろに帰宅していた私が、早朝からミーティングをし、3食とも家族と一緒に摂り、息子と同じ時間に寝る生活が手に入るとは想像していなかったが、工夫次第で難なくできるものだ。新型コロナウイルスの流行が収束しても、以前の働き方には戻れない。

◆編集後記
令和3年も早や4分の1を経過し、新しい年度も始まった。いつもながら時の流れの速さを嘆いている。この間、ニュースの主役はやはり新型コロナウイルスで、まん延防止だ、新型ワクチンだ、と新たな話題にも事欠かない。新型コロナウイルス以前の生活が早く戻ってきそうですように。

- デスク 久保 義人
- 記者 須山 園子
- 青山 良治
- 土居 久子
- 田鍋 智之
- 飯島 麻樹